発行日 平成28年７月
発行人 大竹由美子　編集人 金子浩之

64
2016/7

発行所　東京司法書士政治連盟

東京司法書士政治連盟会報

青い空

題字　大竹由美子

〒160-0003　東京都新宿区本塩町9-3
☎(03)3353－9146　　http://tokyo-seiren.jp

巻頭言

エネルギーは協調より！

東京司法書士政治連盟副会長　菅澤　　明　2

友好団体からのメッセージ

公益社団法人
東京公共嘱託登記
司法書士協会
理事長　岡野　直史
8

東京司法書士
協同組合
理事長　西田　　誠
9

公益社団法人
成年後見センター・
リーガルサポート東京支部
支部長　井藤　智子
10

東京青年司法書士
協議会
会　長　三浦　直美
13

研修会報告　7
日司政連定時大会報告　15

◎ベクトルを一つに
東京司法書士会
会長　清家　亮三　6

◆幹事長はこう動いた！　第26回
東京司法書士政治連盟
幹事長　羽生　明彦　16

第47回定時大会のお知らせ　14

活動日誌　4

巻頭言

エネルギーは協調より！

東京司法書士政治連盟
副会長　菅　澤　　明

1　はじめに

私は、かつて「青い空」43号（平成16年９月発行）において、巻頭言を初めて執筆するという栄誉に恵まれた。かなり緊張しながら、思案のうえ筆を進めた記憶が蘇る。再度目を通してみると、それはどちらかというと、抽象的な組織論であった。ただ、大変手前味噌で恐縮ではあるが、その組織論はそれなりに的を射ていたように思う。そのテーマは「政治連盟は司法書士躍進のエネルギーだ！」であった。ただ、少し赤面するぐらいの大胆なテーマではあった。

しかし、我々政治連盟は、司法書士関連団体との協働的な努力により、簡裁代理権の獲得、労働者派遣法の阻止、商業・法人登記開放の阻止等の成果を上げた。これらは、その成果の一例であるが、とにかく司法書士の業務の拡大または制度の危機を乗り越えた。その意味では躍進している、といえるものと思っている。そして、政治連盟は、組織の機能性をいわばフル回転して、司法書士制度発展のための政治活動の先頭に立ってきた。その意味で、躍進のエネルギー的役割を果たしてきたと評価することができると思う。

さて、今回は、43号の続編というものではないが、「エネルギーは協調より！」をテーマに、私なりに論じてみたい。

2　協調一般論

43号の復習みたいだが、司法書士関連団体は、相互に補完し合う関係があるべき姿と思っている。また、外部からみれば一つの職能団体である。力が合一してこそ、各組織の真価を発揮することができるものと考える。

やや突飛であるが、「生命体は、内部に一部機能的な対立・軋轢を生じて葛藤しながらも、生命全体としては統一体として、有機的にその存在を維持している」というようなことを新聞等で読んだことがある。思うに、人が集まることによって組成される組織も、たとえば、総務的・財務的・業務的・監査的な機能を有しながら、内部の議論を止揚して外部には毅然と存在している。それが、いわば組織の有機性とでもいうべきであろうか。すなわち、我々も、一つの職能団体として、お互いの機能性を尊重し、手を取り合い、邁進する形が大事であると思う。協調なくしては、各組織が有する特徴的な力を発揮することはできない。

ところで、時々、我々司法書士関連団体の相互の話合いの不十分さを外部の方から指摘されることがある。多少の摩擦は成長のエネルギーであるが、限度を超えれば相互の組織の発展を妨げることにつながると思う。最近はかなり改善されている面があり希望が増しているが、これからもます

ますお互いに協調を組織の基本理念として協働することを念じてやまない。

さて、少し古い話になるが、時々基本的な問題として、政治連盟の会員の定義の問題、存在根拠等の疑問が呈される場合があった。素朴な問題だと思う。ただ、政治連盟の行動理念は、静的よりは動的である。既存の各制度の問題点を論議して、正しい道を追求することにその使命がある。そのため、時には強い波風の中を進まなければならないときがあり、また歩幅も強く大きくなければならない。ぜひとも、後押しをお願いしたい心情である。司法書士関連団体は、共に司法書士制度の維持・発展のために汗をかいていきたいものである。そして、それが最後には国民の利益にもつながるはずである。

③　私の協調とは

ところで、私自身の協調とは、いったいどうであったろうか。それを省みることが、自分の反省にもつながるので考えてみたい。たとえば、43号発行の頃、私の地元（大田区）での私自身の協調はどうであったろうか。特に政治活動を中心において、やや感傷的意味を込めて振り返ってみたい。

地方選挙・国政選挙、はたまた東京司法書士会（以下、「東京会」という）の役員選挙においても、地元会員の事務所をそれぞれの候補者を同伴して頻繁に挨拶回りをした。何だか自分の政治活動を吹聴しているように感じられる面があるが、自分の中の協調を検証するためであるので勘弁願いたい。

さて、私は、元々あまり外交的ではなく、またどちらかというと恥ずかしがり屋であった（今でも少しそうだが）。この私に挨拶回りなどできるはずがないとビクビクしていた。役目上必死な思いで望んだのであった。しかし、これらの挨拶回りをすることに次第に慣れ、いつの間にか、それらが楽しく感じられるようになった。協調性の育みになったものだと思う。そして、その挨拶回りであるが、それぞれの各候補者の広報・宣伝にも当然になったが、それは同時に私自身の存在・各役目のアピールにもなった。その頃は、東京会地元支部で支部役員も兼ねていたので、それらのアピールが支部活動の円滑な実施に相当寄与できたものと認識している。そして、東京会の各支部と政治連盟との連携性・協調性の有用性を痛感した。敷衍していうと、面識を得て触れることから信頼関係が生まれ、それらからさらに協調性が生まれるのである。それらを可能にしたのが、挨拶回りのほか、電話掛け等の各政治活動であったのである。そして、これらの活動により生じた協調は、当然ながら地元会員の各種の支部活動への参加を相当に誘因してくれた。少し横道にそれるが、私の場合、政治活動の充実が支部活動の充実にもつながる面があり、それをもたらしてくれたのが政治活動より生じた協調であったのである。また、選挙のときなど、選挙広報カーに乗りマイクをよく握ったが、そんなとき「がんばって」と司法書士同職にも声をかけられた。協調性の芽生えに対して、充実した気持になったことを覚えている。

さて、地元政治家との協調性の育みであるが、たとえば、地域の祭・政治的集会を通じて地元の有力な政治家との面識が生まれ、生の政治の現実（時には政党内部の微妙な利害調整）の厳しさを少しは感じることができるようになった。また、政治家の各種の講演会・勉強会等では、今地元で起きている問題、区民の切実な願いを共に考える機会が増え、交流を深めることができた。やがて、時には国政レベルでの重要な問題に触れる話を聞くようになり、今、我が国で何が起きているかについて、真剣な論議を共にすることもあった。それらは汗を流して育んだ協調関係の結果であった。

④　関連団体との協調の実際

ここ10年来、司法書士の名は国民に相当に定着したように思う。それは簡単にいえば、簡裁代理権の獲得そして成年後見制度への参入等、国民に身近な業務への参入の成果だと思う。細かくいえ

ば、後見業務および簡裁訴訟業務での司法書士の働きぶりがマスメディアでたびたび報道され、広報に大きな成果をもたらしたからである。そして、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、「リーガルサポート」という）の活躍ぶりにはすばらしいものがあった。関連団体の後押しが、その活躍に弾みをつけたものといえようか。私は、協調的精神がもたらすすばらしい一面を感じることができる。

ところで、我々関連団体の協調の実際をみてみたい。たとえば、当政治連盟と東京会およびリーガルサポート東京支部との定期的な協議会がある。また、当政治連盟、リーガルサポート東京支部に公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会、東京青年司法書士協議会を加えた4団体が合同で都議会への予算要望を定期的に実施している。これらは協調の一例であるが、それぞれの団体の専門的知見のフル活動により、毎回大きな成果を出している。そのような協働を通して、相互に協調的な精神が成長しているのは大変すばらしく感激的である。

さて、そんな場面での政治連盟の実際の役割はどうであろうか。一つには施策の実施に影響力をもつ政治家との接点づくりを得意とする面であろうか。我々は、司法書士関連団体を折衝の場に持ち上げる推進力のような役割を果たしているものと思う。そうなるために、政治連盟は、政治家との多種多様な形の接触による信頼関係の生成に努め、また国民の利益を前提にした各制度発展のための論議の展開を続けてきた。そして、それらの活動や議論を通じて、司法書士および政治連盟がいかに真剣に取り組んでいるかについて、国民に対する理解を得てきた。つまりは、折衝（論議）の場を共にするための基礎的要件は、やはり我々関連団体の間の協調であり、また我々関連団体と政治家との間の協調であるのである。

⑤　全国的協調

社会の動き、政治の動きを正しく把握することは、政治活動をしていくうえで重要である。なぜ

平成27年・平成28年東京司法書士政治連盟活動日誌

平成27年

11月10日㈫　第7回役員会
11月16日㈪　東京会入会式
11月26日㈭　都議会民主党の集い
12月 3 日㈭　菅直人民主党衆議院議員シンポジウム
12月14日㈪　第8回役員会
12月16日㈬　東京会入会式

平成28年

1 月 5 日㈫　第9回役員会
1 月 8 日㈮　東京司法書士五団体新年賀詞交歓会
1 月14日㈭　日司連・日司政連賀詞交歓会
1 月20日㈬　第3回政策・法規委員会
1 月25日㈪　第1回議会・選挙対策委員会
1 月28日㈭　第2回組織・財務委員会
2 月 1 日㈪　世田谷区役所―空き家対策陳情、第3回広報委員会
2 月 4 日㈭　府中市公明党市議団賀詞交歓会
2 月 5 日㈮　第10回役員会
2 月15日㈪　東京会との打合せ協議会
2 月16日㈫　第2回議会・選挙対策委員会
2 月25日㈭　第4回政策・法規委員会
2 月29日㈪　長島昭久民主党衆議院議員の昼食勉強会
3 月 1 日㈫　第11回役員会
3 月10日㈭　第3回議会・選挙対策委員会
3 月14日㈪　豊島区自民党春のつどい
3 月16日㈬　第5回政策・法規委員会
3 月28日㈪　高木陽介公明党衆議院議員の国政報告会
4 月 4 日㈪　東京会との打合せ協議会
4 月 5 日㈫　第12回役員会
4 月 6 日㈬　東京政連研修会
4 月 8 日㈮　青梅支部総会
4 月10日㈰　竹谷とし子議員の応援演説会
4 月11日㈪　小倉將信自民党衆議院議員を囲む会
4 月12日㈫　下村博文自民党衆議院議員秘書福島真治氏の訪問
4 月15日㈮　八王子支部総会
4 月19日㈫　福生支部総会
4 月21日㈭　北＝荒川支部総会
4 月22日㈮　府中支部総会
4 月25日㈪　大田支部総会、第4回議会・選挙対策委員会
5 月23日㈪　下村博文自民党衆議院議員の博文会総会・講演会
5 月26日㈭　杉並支部公嘱協会総会
5 月30日㈪　千代田支部公嘱協会総会

なら、自分の政治活動が的からはずれることを回避してくれるからである。

そのためには、一地方を超えて、広範な人々との意見交換を通じて、事の妥当性を吟味することが大事になってくる。そのような意図の下に、政治連盟は、協調を旗印に司法書士制度の発展・充実のために全国的な活動をしている。それらを支える基盤として、日本司法書士政治連盟（以下、「日司政連」という）が組織されている。その役割は、各地域での議論および日本全体での議論を通じて、司法書士制度発展のあり方、政治の考え方の意見交換を通じて意見の合一を企図しているところにあろうか。端的にいえば、多くの会議で多くの議論が出る分だけ、価値ある情報が蓄積・淘汰され、制度の発展の重要なカギを見出すことができるわけである。

また、日司政連は、全国的レベルで日夜研究・研鑽を重ね、日本の司法的な時勢の把握にも余念がない。私は、全国レベルでの協調を可能にしてくれる組織を有していることに、希望と誇りを感じている。そして、全国的協調は、さらなる制度発展の大前提でもある。

ところで、本年（平成28年）４月23日㈯に、日司政連の第46回定時大会が開催された。全国から多くの会員が集合して、無事大会が終了した。その結束力に、出席された来賓の国会議員をはじめ、他の多くの来賓の皆様は、相当感心したことと思う。私もその結束力・強調性に大変感激した。

そして、その定時大会では「司法書士関連団体の合同的チームプレーが、成年後見制度利用促進法の成立を可能した」との有力来賓議員のありがたい言葉があった。協調の大事さを全国の会員が再認識できた絶好の機会であった。

⑹　最後に

我々司法書士は、これからも克服すべき幾多の課題を抱えている。

懲戒制度の改善、法律相談権の獲得、家事代理権の獲得、登記手数料制等、挙げればきりがない。協調を基本理念として活動して、これらを乗り越えていかなければならない。また、司法書士制度の発展は、国民の利益に通ずるものだということを繰り返し論じていかなければならない。

ところで、政府与党には、ほぼ毎日全国のさまざまな業界団体等が陳情等に押しかけている。価値ある主張も、ただそれだけでは政治家の耳には止まらない。有機的に組織され、理路整然として最終的な国民の利益を説くことができる団体が政治家から求められている。ゆえに政治連盟を基軸とした我々関連団体は、その意味でこれからも有望なのである。

また、政治家は、日本全国にほぼ均等に存在している。我々政治連盟および司法書士会も、全国的な組織であり、それに加えて機動性がある。全国の政治家の考えを十分に汲み取ることができるのである。つまりは、我々の協調（結束力）・論理力・機動力は、広範な政治家の理解を十分得ることができるものである。司法書士制度のさらなる発展へのいわば政治的情況があるといえるのである。これらの課題を乗り越える日もそう遠くはない、と私は思っている。

協調を土台とするエネルギーが、我々にはあるのである。

■あなたの声を政連に■

会報「青い空」では、より自由な、より親しまれる会報を目指し、あなたの声を求めております。

このような運動を展開してほしいなど、政治連盟に対する要望のほか、会員に対する呼びかけ、疑問、執行部に対するご批判等、建設的なご意見でしたら大歓迎ですので、ご遠慮なくお寄せください。

なお、誌面の都合上、1500字以内にてお願いいたします。

ご送付先は、東京司法書士会内政連事務局まで。

ベクトルを一つに

東京司法書士会会長
清　家　亮　三

まずは、「青い空」に寄稿するというこのような機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

3年前、会長に就任したときのことですが、「あれもやりたい、これもやらなければ……」ということが、山ほどありました。その中の一つが、関連団体との関係性の強化でした。確かにセレモニー的な年1回の協議会はありましたが、私には希薄なものと感じました。では、どうするか。答えはシンプルでした。実質的な会議を重ねればよいだけのことでした。そうこうしているうちに、口の端からこぼれた言葉が「ベクトルを一つに」「一つのベクトル」というキャッチコピーでした。

この原稿をまとめている今日6月9日も、まさに本年度第2回目の協議会を開催いたしました。協議会においては、東京司法書士会（以下、「東京会」といいます）と政治連盟の意見が一致しないこともあります。しかし、協議しなければ、お互いの考えていることすらわかりません。意見が一致しなければ協議を重ねればよいだけのことです。必ず合意に達すると確信しております。

かねてから、政治連盟は制度（のための）連盟だと理解しておりましたが、このたびのいわゆる成年後見制度利用促進法成立過程における政治連盟の活動ぶりを拝見いたしまして、ますますその意を強くいたしました。政治連盟は、本来的には司法書士制度の維持・発展に寄与するために存在するものであると理解しておりますが、今回の活動は、その範疇をはるかに超えて、「成年後見制度のさらなる充実」という社会的要請に寄与したものでした。高く評価されるべきだと思っております。

また、東京会企画部所管の空き家問題対策委員会の委員長として大竹由美子東京司法書士政治連盟会長が就任されております。その活躍ぶりは顕著でありまして、東京会・政治連盟・東京会の支部の方々を帯同して、自治体を連日のように訪問されています。その成果はすばらしく、多くの自治体から訪問要請が殺到しております。そしてこの一連の活動が全国の単位会からも注目され、東京会の取組みが「東京モデル」ということで、全国のスタンダードとなりつつあります。このような政治連盟会長の活動こそが、政治連盟が制度連盟であることを実証していると痛感している次第であります。

このように、司法書士制度の維持・発展のために活動されているにもかかわらず、東京会会員の政治連盟に対する認知度は、決して高くはありません。そこで、東京会としましては、認知度UPのために、できる限りの協力をしてまいりました。支部長会においては、大竹会長に臨席いただき、発言していただく機会をつくらせていただきました。また、東京会は、なるべく多くの会員の意見を直接いただきたいということで、対話集会を開催してまいりました。昨年度は11支部で開催いたしましたが、そのすべてに大竹会長にも出席いただき、政治連盟の必要性を熱く語っていただく機会を設定させていただきました。本年度も、なるべく多くの支部で、対話集会を開催する所存です。多忙は重々

承知しておりますが、本年度も、ぜひ出席いただければと思っております。

日本の景気自体が、ここ数十年、思わしい状況にない中、司法書士を取り巻く状況も、かなり厳しい日々が続いております。ベテランも新人も漠とした不安が根底にあるというのが現状だと思います。だからこそ、司法書士界を維持・発展させるためには、政治連盟のさらなる活動が必要です。

そのような活動をするためには、どうしても活動資金が必要です。政治連盟の活動資金は会費と寄付金によって賄われています。

現在、政治連盟の会費収入は、大変厳しい状況です。政治連盟の活動は、直接会員の収入に還元されるものではありません。しかし、政治連盟の活動が潰えれば、司法書士界の未来はありません。

ゆえに、恐れず書かせていただきます。私の拙文をお読みくださる東京会会員の皆様に東京政治連盟の会費の納入を切にお願いしまして、筆を擱かせていただきます。

東京司法書士政治連盟研修会報告

平成28年４月６日㈬午後６時より、日司連ホールにて、「空き家問題の現状とその対策――空き家最前線からの現場レポート」と題した研修会を開催した。講師は、NPO法人空家・空地センター代表理事の上田真一氏で、当日の参加者は140名であった（研修内容は、当政治連盟ホームページ参照）。

いわゆる空家法は、市区町村が地域の空き家問題に取り組む権限、努力義務を規定した。実際の運用は市区町村ごとに違ってくる。また、空家法は空家等の「除却」（解体・撤去）と「利活用」（有効活用）と異なる二つのベクトルを目的に入れている。除去と利活用の両論併記で、市区町村がそれぞれの地域事情にあわせた空き家対策をとることを認めている。市区町村の中には、近隣の様子をうかがいながら手探りで手続を進めているところもあると思う。司法書士に相談窓口や空家対策協議会に入って何をしてもらうか、明確な回答ができない市区町村もあるだろう。

研修の中で、上田氏は自らの経験を踏まえ「空き家問題への取組みは、時間と手間がかかる。地域貢献したいという気持がなければ心が途中で折れてしまう」と述べていた。また、地域貢献したいという気持がなければ、所有者の気持を理解し、問題解決にあたることはできないとも述べていた。

現在、司法書士に求められる地域貢献とは何だろうか。それは、市区町村の安全・安心な町づくりのため司法書士の専門的な知見を活かし粘り強く働くことではないだろうか。参加会員は、この研修会を通じ上田氏から学んだことを、今後の実務に役立てていってほしい。これが、空き家問題における司法書士の社会的な役割であると信じる。この研修会を企画した者の切なる願いである。

（東京司法書士政治連盟副会長　立川健豊）

友好団体からのメッセージ

公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会

公嘱協会の明日

理事長　岡　野　直　史

1　公嘱協会の近況

公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会（以下、「公嘱協会」という）は、官公署等から委託を受けて不動産の権利に関する登記の嘱託または申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、平成25年４月１日に設立されました。前身は昭和61年１月に民法上の社団法人として設立された旧公嘱協会です。公益法人制度改革により公嘱協会は東京都から公益認定を受け公益社団法人として衣替えをして再スタートし、３年が経過しました。

この３年間の実績は、決してよいとはいえません。年々受託事件数が減少しております。その原因の一つとみられるのは、官公署等の入札制度の導入があります。本来、入札制度の意義は事業者を競争させることにより、業務の効率化など事業者が努力することによって、良質なサービスを適正な価格で発注することができるというところにあります。しかし、そういう理想とは裏腹に実際の入札は、原価割れと思われるような価格で落札され、いたずらに価格競争に陥っていることは否めません。公嘱協会は受託後、各担当司法書士に業務を配分する点も考慮して入札額を決定しておりますが、現在の状況では落札するのがかなり困難です。不採算事業で応札者が他にいないようなケース等が受託できているにすぎません。公嘱協会は利益追求団体ではないので、儲かるからやる、損するからやらない、という選択肢はありません。司法書士の職能が官公署等から求められているときこそ「公嘱協会の使命」として対応しています。公嘱協会として組織維持するための費用は事業収入から拠出するのではなく、公益社団法人の構成員である公嘱協会の社員の皆様から拠出されている会費と一般からの寄付金で賄っております。

2　公嘱協会の明日

全国各地方法務局単位に公嘱協会は設立されていましたが、昨今の厳しい状況下、会員数が少なく組織的に維持できないとして解散・消滅してしまった公嘱協会もあります。公嘱協会には、もはや明日はないと悲観的に考えてしまう人も出てきています。しかし、それでよいのでしょうか。公嘱協会の明日とは、受託件数を増加させ多額の受託報酬を受け取り、組織を維持・発展させていくことなのでしょうか。

公嘱協会の本来の目的は、司法書士が有する専門的能力を組織的にかつ機能的に結集し、官公署等からの負託に応え、公共の利益となる事業の推

進を支援し、もって国民の権利保護に寄与することです。その社会的使命と責務は大きく、単に経営が苦しい、採算がとれない等の理由で解散することは営利法人ではあり得ても公嘱協会ではあり得ません。組織維持が困難であれば司法書士業界全体で支えていくべきものと考えます。

近未来に予測される首都直下型大震災に備えて、公嘱協会が果たすべき役割は、いくらでもあります。今日的話題の空き家対策、木造密集地帯の解消、狭あい道路の撲滅、都市再開発事業等、公嘱協会は必ず必要とされます。

また、国土交通省の推計によると、年々所有者不明の土地が増加しており、2050年までに、農地では約10万ha、森林では約40万haにも及ぶ所有者不明の土地が発生するとしています。これらがすべて公共事業実施の阻害要因となるわけではありませんが、国土は国民共有の資源とも考えられるので所有者不明の状況を放置して国土の利用が阻害されることは大きな社会的損失ととらえられています。個々の司法書士にとっても、公嘱協会にとっても、この問題は、全力を挙げて取り組んでいく必要があります。公嘱協会は、司法書士がその本来有する能力を駆使して社会貢献することができる有用な場なのです。公嘱協会をなくすわけにはまいりません。

3　最後に

公嘱協会のメンバーは、実務の実働部隊として業務処理の経験は豊富ですが、官公署等に対する広報、自己PRなどは不得手なところがあります。そこのところを東京司法書士政治連盟の皆様に常日頃ご支援ご協力をいただいており、大変感謝しています。今後さらに公嘱協会存続のためにも、司法書士制度発展のためにも、なお一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会
〈http://www.tokyo-koshoku.or.jp/〉

東京司法書士協同組合

司法書士制度の発展のために共にがんばろう!!

理事長　西　田　　誠

1　はじめに

東京司法書士政治連盟の皆様におかれましては、日頃より東京司法書士協同組合（以下、「協同組合」という）の事業にご協力いただきまして誠にありがとうございます。また、大竹由美子会長をはじめとする役員の方々には、協同組合のイベント等にご支援いただきまして、大変感謝いたしております。

今日世間では、他士業からの業務開放要請等がささやかれ、司法書士業務の基盤が崩されようとしています。この難題に立ち向かうには、司法書士制度を国会議員の方々に広報する活動、すなわち、東京司法書士政治連盟の活動が非常に重要なものとなってきております。ぜひ、この難局を乗り切り、多くの課題に積極的に取り組んでいただきますよう期待しております。

2　事業の紹介

協同組合は、創立から42年が過ぎ、新しい時代を迎えております。「組合員の相互扶助の精神」に基づき、組合員の執務支援および福利厚生の事業を、より一層推進していきたいと考えています。

協同組合は、組合員が平成28年３月末現在で2862名となり、ますます大きな組織となってきました。

ここで協同組合の事業を２点簡単にご紹介いたします。

第１に、協同購買事業として印紙販売をしております。この事業は協同組合の根幹をなす事業でありますので、組合員の皆様に印紙をより多く買っていただくよう、その販売方法等を創意工夫しております。

第２に、協同組合公式サイトに「組合員専用ページ」を設け、その中に、協同組合からのお知らせや事業活動の報告、各種事業内容とその利用方法の案内などの情報を満載しております。また、東京司法書士会の通知文書の電子化にも対応しており、スーパーネット上での協同組合情報公開の迅速化を図っています。

３　各種イベントの報告

このほかに重要な事業もいろいろありますが、ここではその例として、平成28年５月に開催した金融保険部主宰のイベントについて、ご報告させていただきます。

５月19日㈭に、毎年恒例の労働保険事務組合事業の一環として「労災保険と雇用保険の仕組み――事業主が知っておきたい労働保険のポイント」と題し、以下の３ポイントを目的として掲げ、労働保険セミナーを開催しました。

目的１　専門家として労災保険と雇用保険の概要を把握

目的２　社員・パートの補助者等を雇用するときには、使用者の社会的責任を

目的３　補助者等の安心・信頼を得て、人材の定着と成果の発揮意欲向上に

これらの目的を達成するために、講師の社会保険労務士の先生に、①労災保険と雇用保険の被保険者範囲、②労災保険の給付のしくみと手続、③雇用保険の給付と手続、④労働保険料の概算確定・給与天引きの注意点等の内容で、２時間30分にわたってわかりやすく講義をしていただきました。

協同組合は、このような組合員の皆様の執務支援事業や福利厚生事業を引き続き推し進めていきたいと考えております。

４　最後に

最後に、協同組合は、今後も司法書士制度の発展のために東京司法書士会を中心に東京司法書士政治連盟、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部の皆様と協力し合って、がんばっていきたいと思いますので、皆様のご支援のほど、よろしくお願いいたします。

東京司法書士協同組合
〈http://www.inter.tsknet.or.jp/〉

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部

東京政連と共に よりよい成年後見制度へ

支部長　井　藤　智　子

１　はじめに

東京司法書士政治連盟（以下、「東京政連」という）の皆様には、日頃より公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、「リーガルサポート」という）東京支部（以下、「東京支部」という）の運営にご支援・ご協力をいただきありがとうございます。

また、予算要望の際の陳情、成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立に向けてのさまざまな働きかけ等、成年後見制度の発展のための精力的な活動に対し、この場をお借りして、感謝申し上げます。

さらに、最近の「空き家対策」における東京政連の取組みも目を見張るものがあり、心より敬意を表します。

2　東京支部の現状

司法書士業務の登記、成年後見、裁判という3本柱のうちの成年後見業務は、判断能力が不十分である高齢者・障害者の権利擁護、財産管理、身上監護を行うために、幅広い知識が必要になり、そのための継続した研修が必要なだけでなく、研究・実践活動を通じて知識・情報を共有する必要があること、会員の行う成年後見業務を監督する必要があること、第三者委員会等外部からの建設的意見を取り入れる等組織体制の健全化を担保することが望ましいこと、その組織から会員が安定・継続した支援を受ける必要があること、さらに家庭裁判所等関係機関との連携が必要であること等個人では対応しきれないということで司法書士会とは別法人のリーガルサポートが設立されました（原優ほか「座談会　成年後見制度施行11年とリーガルサポートの歩み」登記情報599号29頁以下参照）。

したがって、研修を継続的に受講すること、監督を受けることがリーガルサポートの定款で会員の義務として規定されています。

この研修・監督というリーガルサポートの2本柱の機能が、家庭裁判所、一般の方々に評価されリーガルサポートの信頼につながり、司法書士の成年後見人等選任件数は平成12年で117件であったものが、平成26年では8716件となり、全体の25.6%となっています（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」参照）。

当初数百名であった東京支部の会員数は現在は約1300名、全国では約7600名になりました。東京支部では毎年100名程度、会員数が増加しています。

リーガルサポートの2本柱の一つである監督も、会員数の増加に伴い書面での報告の監督を見直し、クラウドを利用したLSシステムの報告に変わりました。

その間、平成17年4月1日の個人情報の保護に関する法律の施行により、個人情報を記載しない簡略化した報告書になり、報告も1カ月に一度から、3カ月に一度さらに6カ月に一度というように変わりました。そして、東京支部は、平成25年10月1日に、LSシステムに移行しました。

簡略化した書面での報告の監督にはやはり限界があり、成年後見人等に選任されても事件を報告しない会員、報告を遅滞する会員等に対して、適切な対応ができていませんでした。

しかし、LSシステムを利用しての監督は、会員個々がどの程度報告遅滞をしているのか、どのような財産管理をしているのか、容易に把握できるようになりました。

また、同時期に、家庭裁判所から会員の選任状況を定期的に通知されるようになったことも会員が受任している事件の全件把握につながり、監督機能は数段向上しました。

この監督機能の向上は、会員自身の成年後見業務の振り返りに資することにもなり、今後さらによりよいシステムにしていくことが、リーガルサポートの今後につながるものと思っています。

3　成年後見制度を取り巻く状況――よりよい成年後見制度へ

平成26年1月に批准し、同年2月に発効した障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という）は、その12条で、以下のように規定しています。

> 1　締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利等を有することを再確認する。
> 2　締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
> 3　締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
> 4　締約国は、法的能力の行使に関する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相

反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。

5　締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

「障害者権利委員会の一般的意見第１号」によれば、障害者権利条約12条は、「障害のあるすべての人が、完全な法的能力を有することを認めているが、これらの人は皆、法的能力の否定と、代理人による意思決定による影響を受ける可能性があるとし、総括所見において、締約国は後見人制度を見直し代理人による意思決定制度を、個人の自律、意思および選好を尊重した支援付き意思決定制度にする必要がある」と述べています。

つまり、代行意思決定制度から支援付き意思決定制度への転換を意味し、日本の成年後見制度に与える影響も大きいものといわれています。

日本の成年後見制度は、施行から16年が経過し、いろいろな問題点が指摘されています。それまで後見開始等の審判申立件数は右肩上がりで伸びてきましたが、平成25年、平成26年の申立件数は減少しています。そこには、成年後見制度の利用のしにくさがあると思います。成年後見制度を利用すると本人が亡くなるまで続くこと、親族より第三者後見人の選任割合が多く、それまでの家族間の財産管理と大きく違う管理がされる可能性があること、後見類型の申立てが80％以上で、本人の権利制限が一番多い類型の申立てが主流であり、代行意思決定制度から支援付き意思決定制度への流れの中で、成年後見制度そのものの見直しが必要になってきています。

そして、実際に成年後見人として実務に携わっている私たち司法書士が、支援付き意思決定制度を現場でどのように構築するのか、成年後見制度の問題点に対しても声を上げていく必要があると思います。

よりよい成年後見制度への取組みは、これからリーガルサポートがどのような団体として成年後見制度にかかわっていくのかということとも絡み、とても重要なことだと思います。

これら取組みに関しまして、東京政連の皆様のお力添えをどうぞよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部
〈http://www.ls-tokyo.jp/〉

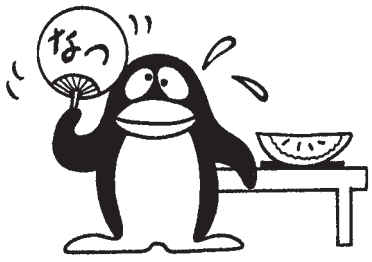

東京青年司法書士協議会

市民と共に、暮らしやすい社会を目指して

会長　三浦　直美

1　はじめに

私たち東京青年司法書士協議会（以下、「東京青司協」という）は、東京の司法書士約160名で構成する「法律家たる自覚に立つ青年司法書士が切磋琢磨することで、司法書士制度及び社会の改善・進歩・発展に寄与すること」を目的とする団体です。東京司法書士政治連盟の皆様におかれましては、日頃より東京青司協への活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

青年会なので、若者ばかり……というイメージをお持ちの方も多いかと思いますが、東京青司協は定年制度がございませんので、会員の構成をみると、必ずしもそうではなく、先輩方からのアドバイスをいただいたり、若輩者同士で勉強会などを開催し、悩みを共有したり、幅広い世代にフレンドリーな団体である……と個人的に思っています。

ここで、簡単ではございますが、東京青司協の活動について、具体的にご紹介させていただきます。

2　各委員会について

東京青司協においては、登記法務研究委員会、民事法改正対策委員会、裁判実務研究委員会、プロボノ委員会、成年後見・財産管理委員会そして災害対策特別委員会を設置しており、各委員会がさまざまな活動を行っています。

登記法務研究委員会では、毎年３月に「立会ゼミナール」と称して、特別研修を終えたばかりの新人向けに、いわゆる決済の立会について、寸劇を交えた形での研修を行っています。そのほかにも、初心者向けの会社設立登記のイロハなど登記の初歩から、ABLや債権譲渡登記など、幅広い勉強会を行っています。

民事法改正対策委員会は、主に民法改正に関する勉強会を行っています。平成21年頃から債権法改正の動向を見守り、意見書などを発出してきましたが、債権法の改正作業がひと段落したことから、相続法、物権法などにも、研究対象を広げています。

裁判実務研究委員会は、各会員が取り扱った事件の事例発表を行ったり、裁判実務に不慣れな新人会員と、先輩会員が共同で事件を受任したりといった活動を行っています。また、実践的なスキルを高めるため、不動産トラブル相談会、自転車事故トラブル相談会などの相談会も開催しています。

プロボノ委員会は、児童養護施設での法律教室や全国青年司法書士協議会との共催で、生活保護110番などの相談事業を行っています。そのほか、セクシャルマイノリティへの理解を深めるための勉強会なども開催し、人権問題にも取り組んでいます。

成年後見・財産管理委員会は、本年度（平成28年度）から新たに組成した委員会です。具体的な活動はこれからですが、後見業務にかかわる会員が、その悩みを共有したり、いわゆる規則31条業務に関する知識を深めるための勉強会を行う予定です。

災害対策特別委員会は、東日本大震災発生直後に組成した災害対策本部を、本年度から災害対策特別委員会という常設の委員会として編成し直し、東日本大震災のみではなく、これから起こりうるさまざまな災害に備えるための委員会として新たに再出発することになりました。いつか起こるかもしれない、首都直下型地震などの災害に対し、迅速な行動がとれるようにとの配慮です。もちろん、東日本大震災についても引き続き、支援

活動を行ってまいります。

3　その他の活動

上記委員会に属さない活動として「六青会」「いまさら聞けない勉強会」などのほか、各種110番事業やレクリエーション事業も行っています。六青会は、弁護士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、行政書士の各青年会との連携事業となっており、年３回程度、各士業が持ち回りで講師役を務める勉強会と懇親会を行っています。いまさら聞けない勉強会では、その名のとおり、いまさら恥ずかしくて聞けないことも持ち寄って疑問を解消しようという趣旨の勉強会で、そのテーマは相続登記であったり、裁判業務であったり、債務整理業務であったりと、その時々でさまざまですが、実務において疑問に思ったことを何でも持ち寄れる会となっています。

各種110番事業では、全国青年司法書士協議会とも連携をして、前述の生活保護110番や労働トラブル110番、養育費相談電話相談などを行っています。

また、レクリエーション事業として、４月にお花見、８月に暑気払い、12月に大忘年会、はたまた野球観戦や麻雀大会、博物館、動物園の見学など、会員相互の親睦を図る事業を行っています。

4　最後に

以上、簡単ではございますが、当会の活動を紹介させていただきました。東京青司協の活動は、さまざまですが、どれも司法書士という職能に根ざし、法律家たる自覚に基づいて行われるべきものであると考えております。この、司法書士という職能は、司法書士法、司法書士制度という礎があってこそのものです。これらの礎があるからこそ、目の前で困っている方の権利を護り、お力になれる場面があるのだと思います。そのような司法書士制度の発展に大きく寄与されている、東京司法書士政治連盟の皆様の活動に、心から御礼申し上げたいと思います。また、今後とも司法書士制度発展のために、東京青司協も微力ながらご協力させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

東京青年司法書士協議会
〈http://www.tokyo-ssk.org/〉
〈https://www.facebook.com/tokyoseishikyo/〉

お知らせ

東京司法書士政治連盟 第47回定時大会

日時：平成28年８月26日㈮
午後５時開会
場所：日司連ホール（新宿区本塩町９番地３ 司法書士会館地下１Ｆ）
東京政連事務局　TEL03-3353-9146
※会員皆様方の積極的なご参加をお待ちしております。

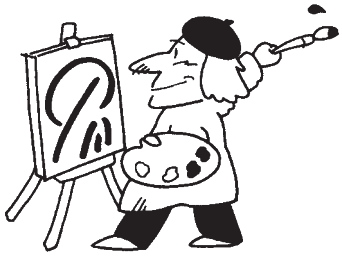

第46回日本司法書士政治連盟定時大会報告

平成28年４月23日㈯、第46回日本司法書士政治連盟（以下、「日司政連」という）定時大会が明治記念館（富士の間）で開催された。

●定時大会の概要

午前10時に、司会に藤井浩一副幹事長、桑原淑浩副幹事長が選任され開始した。冒頭、物故会員、平成28年熊本地震の犠牲者の皆様に黙祷を捧げた。続いて、三好千江子副会長の開会の辞、田嶋規由会長の会長挨拶の後、岩城光英法務大臣をはじめ、来賓の６名の国会議員の方および三河尻和夫日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）会長から挨拶があった。

日司政連が、日司連および公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、「リーガルサポート」という）と、法律成立に向けて運動した成年後見制度利用促進関連２法（「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）、「成年後見の事務の円滑化を図るための民事及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成28年法律第27号））が可決・成立したことが報告され、大口善徳公明党衆議院議員が記念講演の講師を務められた。また、震災復興について、「東日本大震災における住宅の再建・復興まちづくりの加速化と司法書士」と題して、根本匠自民党衆議院議員が記念講演の講師を務められた。

午後は、新井誠中央大学教授、清家亮三関東ブロック司法書士会協議会会長、西川浩之リーガルサポート専務理事から挨拶があった。午後１時45分から、伊澤徹日司政連和歌山県会会長が議長を、大竹由美子東京司法書士政治連盟（以下、「当政治連盟」という）会長が副議長を務め、構成員225名、出席者165名により、議案の審議が開始された。平成27年度の経過報告、１号議案（決算書承認の件）の後、２号議案（平成28年度運動方針、組織事業活動方針）につき、①司法書士法改正に関するもの、②司法書士業務関連、③社会貢献・組織活動の３項目に分けて審議された（そのほかの議案については、当政治連盟ホームページ参照）。午後４時45分に議事が終了し、会長顕彰、閉会の辞、万歳三唱が行われた。

●定時大会に参加して

成年後見制度利用促進関連２法の成立を受けて、来賓の挨拶も司法書士の一致団結した働きを評価するものが多かった。中でも、新井教授からは、「日司政連、日司連、リーガルサポート三者が大同団結したからこの法案が成立した。特に政連の皆様の努力、働きが大きかった。本当によくやっていただいた。今度のことを機に、もう一度、司法書士会全体として固まるということをお願いする。司法書士会が大同団結すれば、今回のような奇跡が起きる」との言葉や、大口議員からは、「今回の法案の成立は、日司政連と日司連がタッグを組んで一丸となり取り組んだ成果である。日司政連と日司連がいっしょに行動している姿に好感がもてた」との言葉を聞くことができた。

（東京司法書士政治連盟副会長　立川健豊）

連載

幹事長はこう動いた！

幹事長　羽　生　明　彦

第26回

平成27年７月24日㈮開催の第46回定時大会において、幹事長に選任されてから、はや１年が経過しました。ようやくコアな部分のみならず、何度も冷や汗をかいた初体験の活動もどうやら出尽くした（ということであってほしいのですが……）ようです。やはり、アラカン（ほぼ還暦）になると、精神的・肉体的疲労がアラフォー時代と異なり顕著なのがさびしいですが、現実は受け入れないといけませんね。

それでは、平成27年11月16日㈪から本号入稿直前の平成28年５月30日㈪までの幹事長としての活動の概略の報告をいたします。

○平成27年11月16日㈪

東京司法書士会入会式に出席した。主に政治連盟発足の歴史と必要性を力説した。

○11月26日㈭

京王プラザホテル（新宿）にて開催された都議会民主党の集いに参加した。

○12月３日㈭

ホテルニューオータニにて開催された菅直人民主党衆議院議員のシンポジウムに参加した。

○12月16日㈬

東京司法書士会入会式に出席した。平成27年最後の入会式であったため少し気合が入りすぎ、数分超過してしまったが、反応はよかった。

○12月22日㈫

神田鎌倉橋河岸番外地にて行われた当政治連盟の忘年会に出席した。清家亮三東京司法書士会会長、今川英二郎相談役をはじめとする相談役、参与の方々、友好団体の長の方々、事務局職員の方等、ここ数年では最多ではないかと思われるご参加をいただいた。ありがたいことである。

○平成28年１月８日㈮

明治記念館にて開催された東京司法書士関連五団体の新年賀詞交歓会に参加した。今回は、会場内にて来客の接待に追われたが、当政治連盟OBの先輩方から、多くの国会議員秘書の方々をご紹介いただいたので、今後の活動によい結果が出るのではないだろうか。

○１月14日㈭

ザ・キャピトル東急ホテルにて開催された日本司法書士政治連盟の新年賀詞交歓会に参加した。東京からは役員のほとんど、および総務の一部が応援に行き、私もサブ司会を仰せつかったが、トランシーバーの声が聞き取りにくかったため、かなりの議員本職および秘書の方々の出入りを間違えてしまい、関係者の方々にはご迷惑をおかけした。この場を借りてお詫びする。

○１月20日㈬

立川健豊副会長と共に、府中市長選挙のため推薦状を選挙事務所に持参した。

○２月１日㈪

世田谷区役所議会棟５階にて園田誠子総務と空き家対策陳情を行った。総務の方が積極的に動いてくれると非常に助かる。区側も真剣に我々の意見に耳を傾けてくれた。

○２月４日㈭

立川副会長と府中の森芸術劇場にて府中市公明党市議団賀詞交歓会に参加した。竹谷とし子公明党参議院議員の選挙応援が主となったが、なぜか小倉將信自民党衆議院議員もお越しになったので理由を尋ねてみたところ、ご自身の応援者が府中市に多いからとのことであった。

○２月15日㈪

政連会議室にて、東京司法書士会との打合せ協議会に出席した。主に当政治連盟に対する協力金の金額および東京司法書士会に支払う経費の金額の摺り合わせを行った。詳細は、４月４日㈪に詰めることになった。

○２月16日㈫

４月６日㈬開催予定の当政治連盟主催の研修会講師・上田真一氏の事務所を打合せのために訪問

した。さすがに空き家対策関係機関等から講演会を頻繁にお引き受けになっているだけあって、「空き家とは何か」について簡潔・明瞭に説明してくださった。研修会は間違いなく成功すると確信した。

○２月29日(月)

ホテルルポール麹町にて、長島昭久民主党衆議院議員（昭暁会）の昼食勉強会に参加した。

○３月３日(木)

小倉將信自民党衆議院議員の国会事務所を４月11日(月)開催「囲む会」の打合せのために訪問した。公務ご多忙により、すぐに町田市に戻らなければならないとのことで、多くはお話しできなかった。

○３月14日(月)

大竹由美子会長とホテルメトロポリタン池袋にて、豊島区自民党春のつどいに参加した。小池百合子自民党衆議院議員が責任者と思われ、盛会となった

○３月28日(月)

京王プラザホテルにて開催された高木陽介公明党衆議院議員の国政報告会に参加した。高木議員ご自身の近況報告があった。

○４月４日(月)

政連室にて、東京司法書士会との打合せ協議会に出席した。２月15日(月)に行った協議会の具体的な数字の詰めに入った。その結果、双方合意の契約が締結される運びとなった。

○４月６日(水)

日司連ホールにて、上田真一氏を講師に迎え、「空き家問題の現状とその対策――空き家最前線からの現場レポート」と題する当政治連盟主催の研修会を開催した。予想を遥かに上回る100名以上のご出席をいただき、盛会に終わった。立川副会長がほとんど動いてくれたが、心から感謝したい。

○４月10日(日)

高口靖彦公明党立川市議会議員の要請で、立川市リスルホールにて、竹谷とし子公明党参議院議員の応援演説会に参加した。士業や各種団体の長は開会に先立ち、とある小さな部屋に通され、竹谷議員と名刺交換の場が設けられていた。私もその一人であったが、「大竹会長によろしく」とのメッセージがあった。

○４月11日(月)

司法書士会館２階会議室にて、小倉將信自民党衆議院議員を囲む会を開催した。約40名ほどの参加があり、有意義な内容の話をしていただいた。終了後、懇親会にも短い時間ではあったがお付き合いくださり、丁重にお見送りをした。

○４月12日(火)

司法書士会館７階会議室にて、下村博文自民党衆議院議員秘書・福島真治氏の訪問を受ける。話題の中心は、５月23日開催予定の博文会総会・講演会の件についてであった。

○５月10日(火)

参議院議員会館事務所にて、竹谷とし子公明党参議院議員に推薦状をお渡しした。

○５月23日(月)

政連室にて、平成27年度の領収書等の確認作業を行った。24日(火)も同様に確認作業を行ったが、不自然な箇所はなかった。

また、大竹会長とホテルメトロポリタン池袋にて開催された下村博文自民党衆議院議員の博文会総会・講演会に参加した。

○５月26日(木)

高円寺にて開催された杉並支部公嘱協会総会に参加した。杉並支部は、長田茂副会長を中心として政治活動にも公嘱活動にも積極的で羨ましくみえた。

○５月30日(月)

神保町区民会館にて開催された千代田支部公嘱協会総会に参加した。来賓の方が多いのは残念だった。

東京公共嘱託登記司法書士協会

豊富な知識と経験を修得

出前講座を行い社会に貢献

登記業務の新人向け研修会を開催

幅広い事業に挑戦

HPで金融機関の変遷を情報公開（更新中）

あなたの力を必要としています

公益社団法人 東京公共嘱託登記司法書士協会

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 TEL 03-3359-3345 FAX 03-3359-3370

http://www.tokyo-koshoku.or.jp/

皆様のお仕事をお手伝いいたします。

金融・保険事業
司法書士総合補償制度
業務用印紙･現金･小切手等補償制度
事業資金貸付制度
小規模企業共済制度
中小企業退職金共済制度
各種保険の紹介、ローンの斡旋

労働保険事務組合事業
雇用保険・労災保険事務
事業主の特別加入
保険料の分割納付
労働保険研修会開催

教育情報事業
司法書士手帳の発刊
公式サイトによる情報提供
教育情報誌の編集・出版
組合公式サイトを活用した情報発信
講習会の開催

東京司法書士協同組合

福利厚生事業
福利厚生制度
（ホテル・レジャー施設等提携）
レクリエーションの企画
百貨店・特約店の提携
TDRとの提携・人間ドック補助

ネットワーク事業
インターネットによる
情報提供
先例検索・目的辞書
登記原因証明情報 書式撰 等

共同購買事業
業務用必需品
登記関連用紙
書籍・司法書士向ソフト
ギフト・オフィス用品
切手・印紙類

お手伝いします。
お気軽にお問い合せください。

労働保険事務組合
東京司法書士協同組合
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階
Tel 03-3359-0967 Fax 03-3353-8366
http://www.tsknet.jp/

●編集後記●

■先日、台湾に旅行して南投県の台湾九部族文化村に行きました。そこで、タオ族（ヤミ族ともいいます）の展示物を観ました。この民族は至って平和主義で、その昔は、紛争が起きるとその争いの当事者から一人ずつ代表者を出して戦ったそうです。その戦い方は円錐形の兜を被り、石を投げ合い、相手の兜に当たるとそこで勝敗を決し、戦いをやめたそうです。現代の世界をみると国際紛争は後を絶たず、武器は石どころか、核兵器までも生み出しました。それを思うと惨憺たるものがあります。折しも、広島でオバマ米大統領が核兵器を制限し、最終的には廃絶することを目指す歴史的なスピーチをしたことを思い出しました。旅先で平和について考える一時を与えられました。**（山﨑）**

■人が暮らしていた建物から人が消えてゆきやがて空き家になる。

空き家問題には、増え続ける空き家と放置される空き家の二つの問題がある。

この主な原因は、前者は人口減少と住宅ストックの増加、後者は空き家所有者の認識不足などである。さらに空き家は、近隣住民などに不利益・損害を与え外部不経済の要因にもなっている。この問題は、複雑多岐にわたり収益に直結するものではない。長期にわたる場合も予想される。地域貢献の気持がなければとても取り組めない。

空家法が全面施行されてから１年が経過した。空家法は、市区町村を空き家対策の担い手と位置づけた。当政治連盟は、東京司法書士会と協力し市区町村に空き家問題への司法書士の活用を呼びかけてきた。

この成果として、三多摩地区では、空家法７条協議会の構成員として司法書士がすでに登用された。司法書士の地域貢献度が問われることになるだろう。

私たちが意識して住宅地を歩くと複数の空き家が目に止まる。

現実の空き家から目をそらさず見ることから始まるのだろう。 **（立川）**

■「マツコの知らない世界」というテレビ番組が人気だ。私が通っているブラジリアン柔術は寝技を延々と続ける地味な格闘技で、多くの人にとっては知りたくもない世界であろう（笑）。しかし、司法書士にとっての政治連盟、これは知らない世界であってほしくない。そのためにこれからも広報でがんばろうと思う。 **（粕谷）**

■空き家問題について大きな社会問題になりつつあります。このままいくと我が国の多くの地域は文字どおり「空き家だらけのゴーストタウン」になるといわれています。その根本的な原因の一つに国の住宅政策があります。住宅市場では、このところ毎年90万戸ペースで新築住宅が量産されており、日本経済の牽引役になっていますが、このことは取りも直さず空き家を生み出す最大要因なのです。つまり、新築住宅の造りすぎです。2060年には人口4000万人減ともいわれるように、私たち個々の家庭も少子化で数年あるいは数十年後に必ずこの空き家問題に向き合うことになります。将来を見据えた国の住宅政策の転換が急務でしょう。空き家率が上がれば、都市環境が悪化し、空き家への侵入・住みつき・放火などの犯罪の温床ともなり、街の荒廃が進むことになるでしょう。私たちは次世代にかかわる大きな社会問題ととらえて、ホームロイヤーの立場から、家庭に寄り添う立場の代弁者であることを社会に強く発信して、空き家問題に取り組む姿勢をアピールしていくべき段階にきていると思われます。私たちの制度広報の観点からも、この問題に関する提言を取りまとめて、国民に対して積極的に発信していくことが喫緊の課題であると考えます。 **（星野）**

東京司法書士政治連盟広報委員会

委員長　金子浩之
副委員長　山﨑敏夫
委員　渡邉一男
委員　増田弘子
委員　杉山昭子
委員　大瀧賢将
委員　佐藤祐一
委員　小関研太郎
委員　荒早苗
委員　阿部文香
広報担当
副会長　菅澤明
副会長　立川健豊
副会長　粕谷浩
オブザーバー
星野高久